

## 消費喚起・経済回復支援事業取扱事業者募集要項

消費喚起・経済回復支援事業における取扱事業者の募集及び登録の要項について下記のとおり定める。

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症により売上げが減少した町内の飲食店等を支援するため、飲食店・タクシー・運転代行で利用できる券を発行し、町民の消費意欲の向上を図るとともに町内の飲食店等の利用を促進することで地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### 2 消費喚起・経済回復支援事業の概要

①券の名称 山都食べ行く券(以下「食べ行く券」という。)

②1冊当たりの券面総額 3,000円

③1冊当たりの構成 1枚当たり券面額500円の6枚綴り

④使用期間 令和2年7月1日から令和2年12月31日

⑤使用可能店舗

募集により決定した町内で営業を行う飲食、タクシー、運転代行を提供する事業者等

### 3 応募資格

- ・山都町内で営業を行う飲食業者
- ・山都町内で営業を行うタクシー業者
- ・山都町内で営業を行う運転代行業者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業を行う者(同条第1項第1号に該当する営業を行う者を除く)でないこと。
- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者でないこと。
- ・暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 4 取扱事業者としての登録方法

- ・登録を希望する事業者は「山都食べ行く券取扱事業者登録申請書」を山都町商工会(本所・支所)に提出する。(受付時間 午前9時から午後5時まで。土日祝除く。)
- ・申請に基づき内容を審査し、適切と認められた事業者については、取扱事業者登録台帳に登載し「取扱事業者登録店表示紙」を交付する。
- ・登録申請は、令和2年6月5日(金)から15日(月)までとする。以降、随時受付。  
※6月15日(月)までに登録された事業者は、取扱事業者としてチラシへ掲載します。  
※「山都食べ行く券取扱事業者登録申請書」は商工会窓口又は町HPからダウンロード。

### 5 換金の方法

- ・受け取った食べ行く券は、山都町商工会で「山都食べ行く券換金申出書」及び使用済食べ行く券

を添付して提出する。

- ・使用された券の裏面に、取扱事業者の名称を記載すること(スタンプ可)
- ・申し出のあった分の換金は、届出預金口座へ振り込みにて行う。
- ・令和3年1月29日(金)までにすべての食べ行く券の換金手続きを行うこと。
- ・換金の申し出及び換金業務については、月2回、午前9時から午後4時までの時間で執り行うものとする。

## 6 食べ行く券の制限事項

食べ行く券の仕様に係る制限事項については次のとおりとする。(券の裏面に記載予定)

- 本券は山都町内の食べ行く券取扱店で利用できます。(一部ご利用できないお店もあります。)
- 本券は、現金及びギフト券、その他金券との引き換えはできません。
- 本券の第三者への転売を禁止します。
- 本券から釣銭は、お支払いしません。
- 本券の盗難、紛失に対し発行者はその責を負いません。
- 本券は汚損、破損等いかなる場合でも再発行できません。
- 本券は、利用期間内にご利用ください。(期間を過ぎると無効です。)
- 利用期間 令和2年7月1日から令和2年12月31日まで
- 取扱事業者の換金期限 令和3年1月29日(金)

## 7 食べ行く券の使用に当たっての留意事項

- ・交付された取扱事業者登録店表示紙は店舗内に明示すること。
- ・取扱事業者(店舗)において、使用期間内に限り使用できる。
- ・現金との引換はしない。つり銭は支払わない。
- ・取扱事業者(店舗)において、本券を使用対象としない商品を独自に定める場合には、予め食べ行く券の使用者が認識できるように明示する。
- ・飲食等の取引なく食べ行く券を流通させない等、不正使用しないこと。

## 8 その他

- ・新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。
- ・食べ行く券の配布は、6月下旬を目途に全住民に郵送されます。